

川崎市中小企業人手不足対策モデル支援事業業務委託に係る
公募型企画提案実施要領

1 目的

市内中小企業等の人手不足の課題解決に資する有効かつ先進的で市内企業への横展開による波及効果が見込まれる取り組みをモデル事業として採択し、実証等に係る経費を支援する。併せて、事業の推進に係る進捗管理、経営面及び技術面の助言等のサポートを通じて、先進事例を創出し、その成果を情報発信すること等により、中小企業の産業競争力の強化を図る。

2 公募の概要

(1) 業務の名称

川崎市中小企業人手不足対策モデル支援事業業務委託

(2) 業務内容（※詳細は別紙仕様書を参照）

- ア 募集・申請受付
- イ モデル事業選定の補助と審査会の開催
- ウ 採択事業への経費支援
- エ 採択事業の伴走支援
- オ 成果報告会の開催

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 契約上限額（参考金額）

16,703,500円（消費税及び地方消費税含む）

(5) 選定方式

公募型企画提案方式による提案審査

※提出書類の審査及びプレゼンテーション審査とします。複数の選考委員が、応募者から提出された応募書類によって審査を行い、採択を決定します。公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となります。

(6) 企画提案書類の提出期限

参加意向申出書受付：令和8年4月24日（金）～4月30日（木）

企画提案書の受付：令和8年5月12日（火）～5月18日（月）

3 参加者の資格要件

次の条件をすべて満たしていること。

(1) 本業務に類似する業務に関するノウハウや他官公庁等における実績がある者

※類似する業務とは、企業等における人手不足に関する課題解決に向けた取り組みやその伴走支援等、本業務と関連性が認められるものを広く対象とします。

(2) 法人格を有する者

(3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿において「99 その他業務」「99 その他」へ掲載されている者、または、登録申請中であり、企画提案審査会時点で登録される見込みである者。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者
又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者。
- (5) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でない者。
- (6) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (7) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (8) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 条）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者

4 公募のスケジュール

- (1) 公募要領の公表
令和 8 年 4 月 24 日（金）
- (2) 参加意向申出書の受付
令和 8 年 4 月 24 日（金）～4 月 30 日（木）
- (3) 参加資格要件の確認通知
令和 8 年 5 月 1 日（金）
- (4) 企画提案に関する質問書の受付期間
令和 8 年 5 月 1 日（金）～5 月 11 日（月）
- (5) 質問書回答
令和 8 年 5 月 12 日（火）
- (6) 企画提案書の受付期間（締切）
令和 8 年 5 月 12 日（火）～5 月 18 日（月）
- (7) 企画提案審査会
令和 8 年 5 月 21 日（木） 予定
- (8) 審査結果通知発送
令和 8 年 5 月 26 日（火） 予定
- (9) 契約締結
令和 8 年 5 月 29 日（金） 予定

5 担当部署

川崎市経済労働局経営支援部経営支援課
〒210-8577 神奈川県川崎市川崎区宮本町 1 番地
本庁舎 9 階
電話（直通）：044-200-3722 FAX：044-200-3920
メールアドレス：28keiei@city.kawasaki.jp

6 委託業務の内容

業務の詳細は、仕様書を参照のこと。

7 提案に含める内容等

企画提案書作成にあたり、次の内容を参照しながら必要事項を提案に含めてください。

(1) 中小企業人手不足対策モデル支援事業の事務局運営業務

モデル事業を広報するための周知方法、提案可能性のある事業の発掘方法、事務局の運営体制、審査会の実施体制、モデル事業に対する支援体制、成果報告会の開催方法、目標達成のための効果的と考えられるアイデア・サポート方法等

8 参加に係る書類の提出

この企画提案に参加を希望する事業者は、次により参加意向申出書を提出してください。

(1) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、期限までに到着するようにしてください。

(2) 参加意向申出書の提出期限

令和8年4月30日（木）必着

持参の場合の受付は、提出期間中の日（土曜日・日曜日・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで（午前12時から午後1時の間を除く）の間とします。

(3) 提出場所

「5 担当部署」に同じ。

(4) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式第1号）

イ 企業概要（任意様式）

パンフレット等提案者の組織概要がわかるもの。

ウ 業務実施体制（様式第2号）

（ア）会社概要、業務実施体制及び同種・類似の業務実績を記載すること。

（イ）職員数については、正社員及びそれに準ずる社員数を記載すること。

（ウ）同種の業務実績を川崎市、他の官公庁、民間等を含めて記載すること。

(5) 確認通知の送付について

参加資格要件の確認通知は、令和8年5月1日（金）に電子メールで送付します。

9 質問及び回答

(1) 質問の提出方法

本件企画提案の実施内容に質問がある場合は、質問書（様式第4号）に質問内容を記入し、電子メールにより「5 担当部署」へ提出することとします。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

(2) 質問の受付期限

令和8年5月11日（月）必着

(3) 回答方法

受付期間内に寄せられた質問及びそれに対する回答は、一覧表に取りまとめ、令和8年

5月12日（火）に応募者全員に対して電子メールで送信します。

※類似の質問内容は、質問を統合し一括して回答します。

10 企画提案書の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、期限までに到着するようにしてください。

(2) 提出期限

令和8年5月18日（月）

持参の場合の受付は、提出期間中の日（土曜日・日曜日・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで（午前12時から午後1時の間を除く）の間とします。

(3) 提出場所

「5 担当部署」に同じ。

(4) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式） 8部

(ア) A4横版（A3版の折り込み可）とし、表紙を除き15スライド以内で作成してください。

(イ) 概念図や業務フロー図などを活用し、分かりやすい表現となるよう留意してください。

(ウ) 提案以外の内容は記述しないこと。

イ 見積書 8部

(ア) 様式は任意とします。ただし、積算の内訳は可能な限り細分化してください。

(イ) 人件費については業務内容ごとの工数、直接経費については費目ごとの金額を示し、その積算根拠についても記載すること

ウ 会社概要（パンフレット等） 8部

(5) 企画提案書等の取り扱いについて

ア 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。

イ 受付後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は不可とする。

ウ 企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験等があるかどうかを見る資料であり、企画提案書に記載の内容は尊重するが、全ての提案内容が契約に反映されるとは限らない。

エ 企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には補足資料を求めることがある。

11 選定方法

提出書類の審査と企画提案審査会（ヒアリング）におけるプレゼンテーション審査を実施し、企画提案の内容や実績等について総合的な判断を行った上で採択する受託予定者を決定する。ただし、公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となる。

(1) 企画提案選定委員会の設置

ア 川崎市経済労働局内に企画提案選定委員会を設け、企画提案書の内容審査を行う。参加者の中から最も高い総合得点を獲得した業者を受託予定者、次点の業者を次点者として選定する。

基準点は満点の6割以上とし、基準点を超えた業者を選定対象とします。また、提案者が1社であっても、基準点を超えない場合は、対象外とします。なお、採点の結果、最も高い総合得点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定するものとする。

(ア) 評価項目の「ア 企画提案の視点・内容」が最も高い点数の業者を選定

(イ) 見積書の総額が最も安い業者を選定

イ 会議の公開

企画提案選定委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成11年3月19日条例第2号）第5条第3号の規定に基づき非公開とする。

(2) 企画提案審査会（ヒアリング）の実施

提案事業者は、事前に提出した提案書類に基づき、提案説明15分、質疑応答10分程度で提案説明を行う。提案事業者数により、提案説明時間等を変更する場合がある。提案説明の順番は、参加意向申出書の提出順とする。提案会当日の新たな資料追加は不可とする。

ア 開催日

令和8年5月21日（木）

イ 開催場所

川崎市役所本庁舎9階会議室（川崎市川崎区宮本町1番地）

ウ 企画提案審査会に係る注意点

(ア) インターネット環境はございません。

(イ) モニターの利用は可能ですが、パソコン等の機器は提案事業者において御用意ください。

(ウ) 事前に提出した資料以外での説明は不可とさせていただきます。

(エ) 1社あたりの出席は3名以内でお願いいたします。

(オ) 原則、当該業務に携わると想定される担当者が出席し、御説明をお願いします。

(3) 選定基準

評価項目 評価の着眼点

ア 企画提案の視点・内容

・事業目的を十分に理解し、仕様に沿った具体性のある提案となっているか

イ 提案内容の工夫

・提案者の強みを生かした工夫（独創性）がみられるか

・提案者の実績を生かした提案がなされているか

ウ 事業実施体制

・事業実施に必要な専門知識、ネットワークを有しているか

・業務遂行に適切な実施体制を構築しているか

エ 取組意欲・積極性

・積極性があり、前向きな提案がなされているか

オ 提案内容の実行可能性

- ・十分に実行が可能な方法となっているか
- ・適切なスケジュールとなっているか

カ 経済性・効率性

- ・企画提案内容に対して、見積金額が妥当なものであるか
- ・提案内容に無駄がないか

1.2 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 他の参加者の協力者となった場合
- (4) 企画提案書の提出後に本実施要領「3 参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (5) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

1.3 選定結果の通知

選定後、速やかに各事業者あてにメールで通知します（令和8年5月26日（火）予定）。
なお、選定結果等の電話での直接のお問い合わせには、応じられませんので御了承ください。

1.4 その他

- (1) 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。
- (2) 企画提案書は、あくまでも採択事業者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。
- (3) 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。
- (4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成します。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (6) 原則として、事業に要した経費は、事業終了後に完了検査を行った上で支払います。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。